



厚生労働省における成年後見制度利用促進に係る取組について

令和6年11月20日

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

老健局認知症施策・地域介護推進課

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

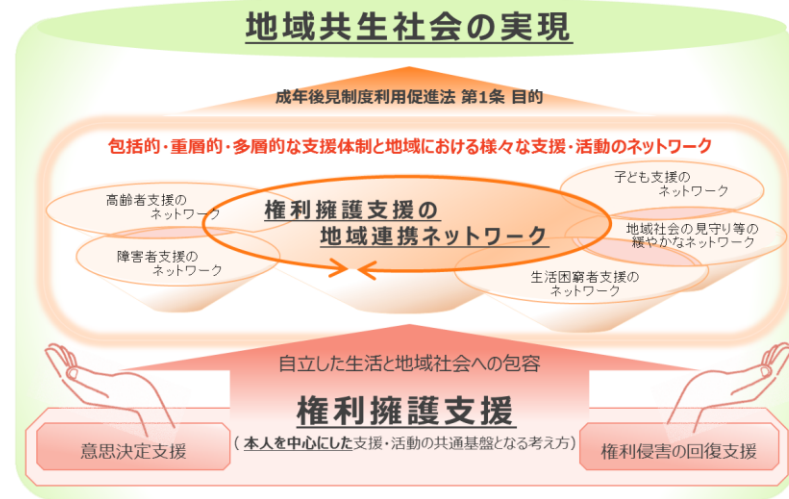
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

厚生労働省における成年後見制度利用促進の取組

第一期計画（平成29年度～令和3年度）からの取組

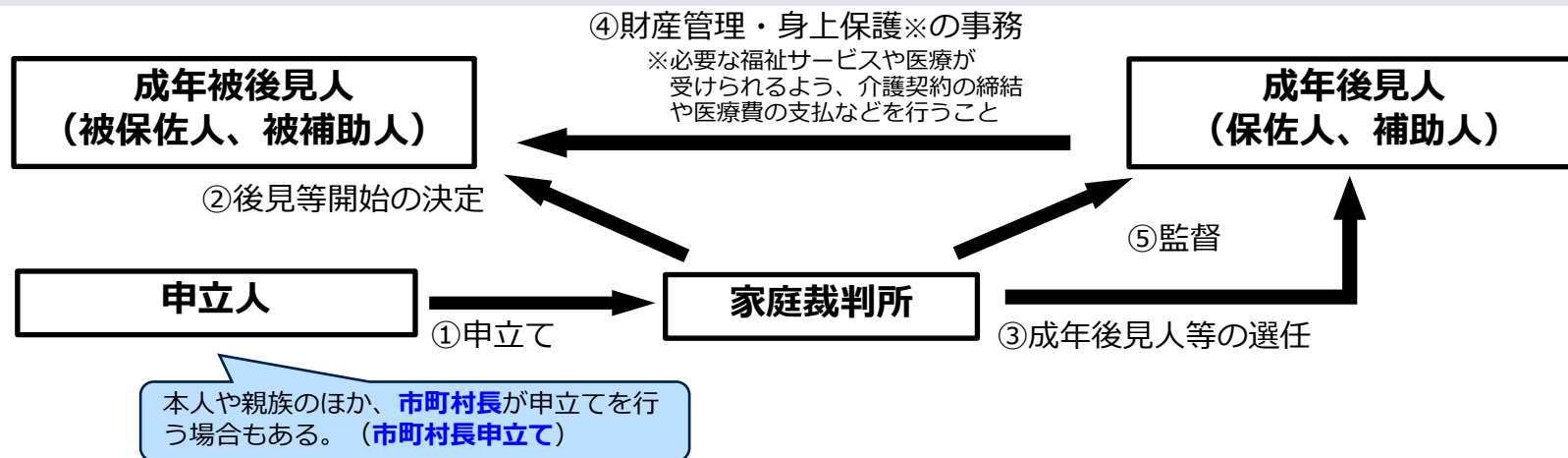
- ① 「市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）」「都道府県職員・専門アドバイザー向け研修」の実施（令和元年度～）
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を開設（令和2年度～）
- ④ 全国の取組状況の検索や情報交換、研修動画・資料を活用できる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」の運用（令和2年度～）
- ⑤ 各種手引き・ガイドラインの作成（「体制整備の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援のためのガイド」「47都道府県 中核機関の取組事例集」）（平成29年度～）
- ⑥ 成年後見制度利用促進に関する最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～。現在、第36号まで発行）

第二期計画（令和4年度～令和8年度）を踏まえた更なる取組の推進

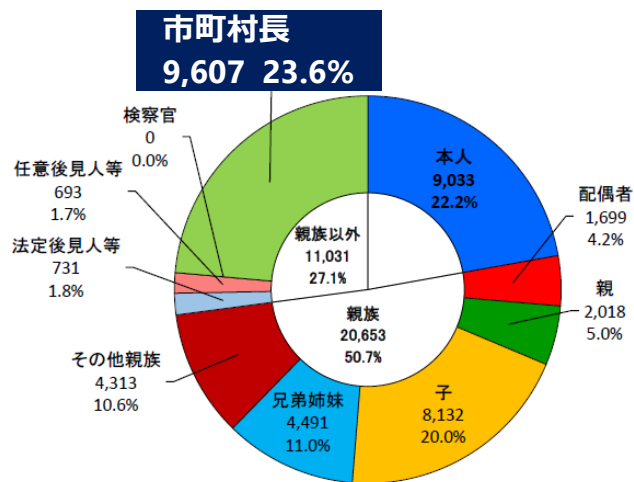
- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を发出（令和3年度）。
- ② 都道府県による市町村支援を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
- ③ 都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の開催（令和4年度～）
- ④ 「厚生労働省による研修指導者の養成」及び「都道府県による意思決定支援研修の実施」を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方を整理した研修資料・動画（LIFE）を作成（令和4・5年度）
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等した「市民後見人養成研修カリキュラム」及び「市民後見人養成テキスト」の見直しを実施（令和4・5年度）
- ⑥ 先行して法人後見養成研修を実施している都道府県のカリキュラム事例を周知（令和4年度）。都道府県による法人後見養成研修事業を、新たに国庫補助対象に追加（令和5年度）
- ⑦ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施について調査、通知发出（令和4年度）
- ⑧ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について、事務連絡を发出し、参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等を周知（令和5年度）
- ⑨ 「地域共生社会の在り方検討会議」を立ち上げ、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等について検討を開始（令和6年度～）

市町村長申立ての制度と実態

- 成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、**本人・配偶者・親族等の関係者による申立てに基づく利用が基本**。
- その上で、身寄りがない場合など、関係者による申立てが期待できないものについて、関係者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、**関係者への相談・援助等の過程において、その実情を把握し得る立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与**。
- 申立総数のうち、**約4分の1は市町村長申立て**によるものであり、**直近の申立件数は増加傾向**にある。



申立主体の割合 (令和5年)

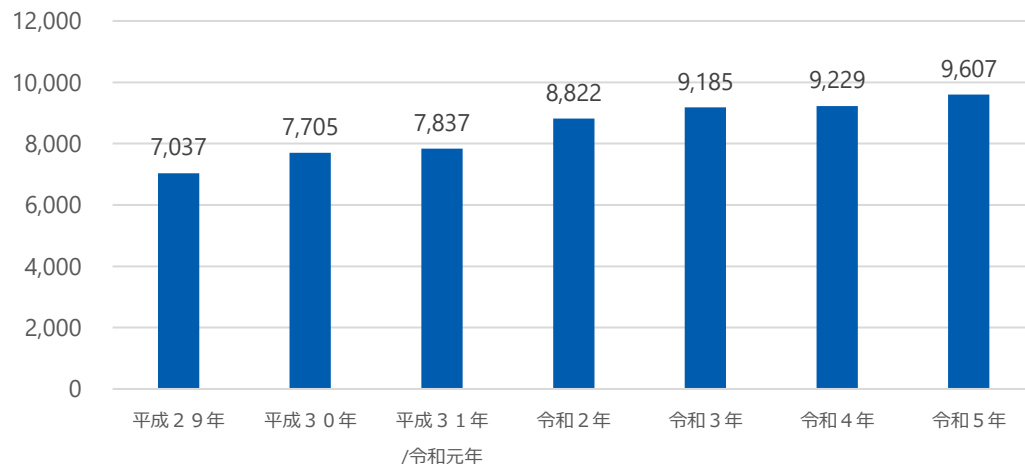


(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

最高裁判所「成年後見関係事件の概況 令和5年1月～12月」

市町村長申立件数の推移 (平成29年～令和5年)



(注) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件の終局事件を対象としている。

市町村長申立ての基準

- 市町村長申立ては、**原則として、対象者の住所・居所となっている市町村が実施。**
- 一方で、対象者の住所・居所となっている市町村が異なる場合があるところ、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点（※1）を踏まえ、**申立ての具体的な基準を令和3年に通知・事務連絡において示した。**（※2）

（※1）各自治体における体制整備に資するよう、都道府県において、**市町村等の職員向けに成年後見制度等について体系的かつ網羅的に学ぶための研修を実施。**

（※2）円滑な申立てに資するよう、同事務連絡においては、**市町村間等の協議のスキームも記載。**

【市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準（令和3年通知・事務連絡の内容）】

生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合	→	生活保護の実施機関
措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	→	入所措置の措置権者
住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	→	保険者または支給決定市町村
生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	→	本人の居住地のある市町村

※都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。
 ※施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。
 ※住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が前住所の市町村である場合についても、上記基準の原則の考え方を踏まえて対応する。

【市町村長申立における協議のスキーム】

- ① 原則として、以下の考慮事項を総合的に勘案して、**関係市町村が協議の上で決定すること。**
 - ・本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること
 - ・本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）
 - ・審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。
- ② 協議が整わない場合には、市町村から都道府県に協議を行い、**都道府県において判断すること。**

※ 都道府県をまたぐ場合については、まずは都道府県間で協議を行い、当該協議が難航した場合には、厚生労働省に相談。

権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営を通じた相談の受付

- 市町村・中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、K-ねっとに配置された専門相談員が、市町村・中核機関等からの相談に対応。専門相談員は、弁護士、司法書士、社会福祉士会、自治体職員等のアドバイザーから助言を受けることも可能。
- 令和5年度の相談実績は176件（内訳：電話相談149件（85%）、メール相談27件（15%））。
- 中核機関からの相談が多く、体制整備に関する相談内容が46%（80件）と最も多い。
- K-ねっとについては、年度当初に、地方自治体に対して情報提供メールを送付しているほか、国が実施する研修の場やニューズレター等を通じて周知を行っている。
- また、多く寄せられる相談については「FAQ」としてとりまとめ、「都道府県交流会」等で周知を行っている。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- 先進事例を教えてください…
- ○○との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。 など

自治体・中核機関

①相談

②助言

K-ねっと

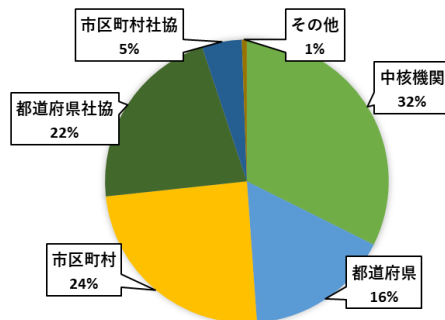
- 専門相談員
- アドバイザー
 - ・ 日本弁護士連合会
 - ・ 成年後見センター・リーガルサポート
 - ・ 日本社会福祉士会
 - ・ 自治体職員
 - ・ 中核機関職員 等

連携

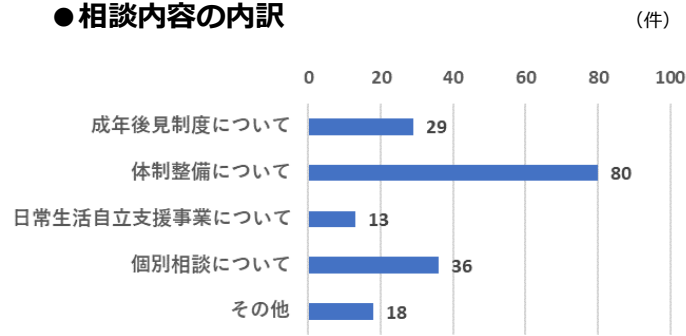
厚生労働省
成年後見制度利用促進室

◆ K-ねっとの相談実績等（令和6年3月末時点）

● 相談のあった機関



● 相談内容の内訳



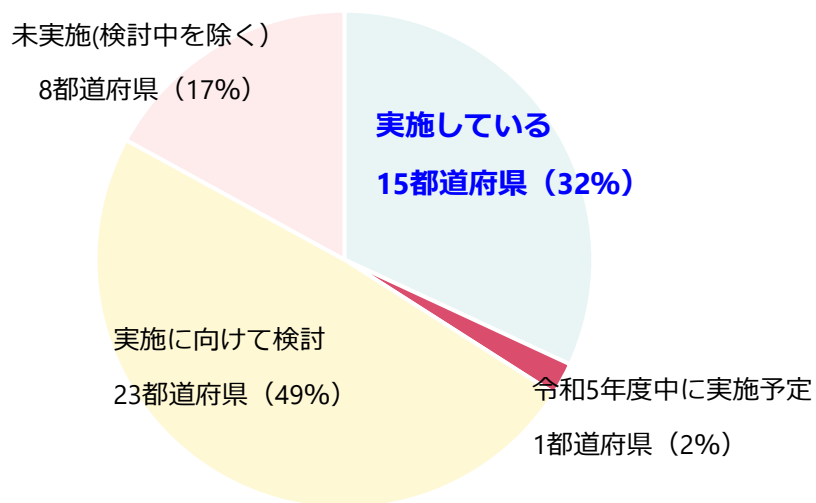
● 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象拡大について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。

市民後見人の育成及び活躍

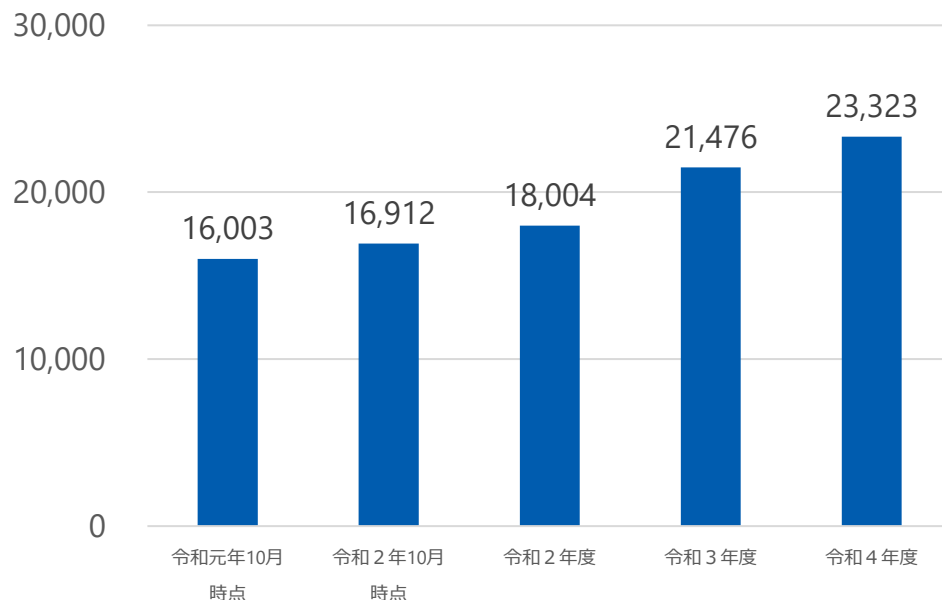
- 市民後見人は、弁護士や司法書士などの資格をもたない、**親族以外の市民による成年後見人等**をいい、市町村等の支援をうけて後見業務（財産管理事務、身上保護事務）を行う。
- 市民後見人になるには、**市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受ける必要がある**。
- 今後、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるため、**地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から、市民後見人の役割が強まると考えられる中、自治体における市民後見人の養成の推進を行っており、養成者数は増加傾向**にある。

都道府県による市民後見人の養成に関する研修の実施状況
(令和5年度)



厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

市民後見人養成者数の推移



厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

市民後見人育成の取組状況

- 市民後見人の養成、自治体ごとの実態を踏まえたものとする必要があるところ、**カリキュラムについては、国で作成しているテキストを参考・活用し、自治体ごとに内容を設定している。**
- 受講者が別の市町村に転居した場合にも、適切に市民後見人の活動を継続できる事例として、**近隣の複数市町村が連携し、共同で研修を実施することが考えられるが、こうした事例を市民後見人養成の好事例として周知**をしている。

○市民後見人養成基本カリキュラム（令和4年度）

【基本カリキュラム】 合計50単位/3,000分（市町村で実施する場合）

■基礎研修25単位/1,500分

1	市民後見概論
2	意思決定支援
3	対象者理解
4	成年後見制度の基礎
5	民法の基礎
6	関係制度・法律(Ⅰ) ※
7	関係制度・法律(Ⅱ) ※
8	市民後見活動の実際

■実践研修14単位/840分

9	対人援助の基礎
10	家庭裁判所の役割
11	成年後見の実務

■体験学習+レポート作成 11単位/660分

12	課題演習
13	体験実習
	レポート作成



※「当該市町村・地域の現状」（高齢者施策、障害者施策、社会福祉施策等）の内容を含む。

○複数市町村が連携して市民後見人の育成を行っている事例等の共有

【香川県さぬき市・東香川市】

- ・市民後見人養成研修やスキルアップ研修等について協力体制を取っている。
- ・市民後見人養成研修にて、警察署や金融機関の職員による講演や、家庭裁判所の見学等、連携する専門職・関係機関の方々の声を聞く機会を多く設けている。
- ・研修修了生が提案するスキルアップ研修を年12回～20回の頻度で開催している。



（～権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう！～47都道府県 中核機関のその手があつたか！取組事例集）